

大気汚染防止法（一般粉じん関係）の届出について

I 対象施設について

大気汚染防止法の規制対象となる一般粉じん発生施設は以下のとおりです。

項番号	施設の種類	規模
1	コークス炉	原料処理能力が50 t/日以上であること。
2	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000㎡以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア (鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	ベルトの幅が75cm以上であるか、又はバケットの内容積が0.03㎡以上であること。
4	破碎機及び摩砕機 (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	ふるい (鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が15kW以上であること。

II 届出の概要

1 届出方法

対象施設を設置・変更等しようとする場合には、以下のとおり各種の届出が義務づけられています。佐賀市内に工場・事業場がある場合は、届出書を2部作成し、提出期限までに佐賀市環境保全課に提出してください。

2 届出の種類と内容

※届出書の様式は、別添ファイルをご覧ください。

届出を必要とする場合	届出の種類 (根拠条項)	提出書類	届出の時期
一般粉じん発生施設を設置しようとする場合	設置届 (18条1)	①様式第3 ②(様式有り)別紙1~4(該当施設のもののみ) ③一般粉じん発生施設の配置図 ④一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図 ⑤一般粉じんの発生及び処理に係る操業の系統の概要を説明する書類 ⑥一般粉じん発生施設及び処理・防止装置の構造とその主要寸法を記入した概要図	施設の設置前

既存の施設が法改正等により一般粉じん発生施設となった場合	使用届 (18条2-1)	様式第3 添付書類は設置届と同じです	一般粉じん発生施設となった日から30日以内
施設の構造及び使用・管理の方法を変更しようとする場合	変更届 (18条3)	様式第3 上記設置届出欄のうち、変更に係るもの（変更のある部分について、変更前及び変更後の資料を添付してください）	変更前
氏名又は名称、住所（法人にあつては代表者の氏名、主たる事務所の所在地）、工場又は事業場の名称、所在地に変更があつた場合	氏名等変更届 (18条13-2)	様式第4 (添付書類はありません)	変更した日から30日以内
施設の使用を廃止した場合	使用廃止届 (18条13-2)	様式第5 一部の施設を廃止した場合は、必要に応じてその施設の位置、規模等がわかる図面、書類	廃止した日から30日以内
施設を譲り受け又は借り受けた場合、相続又は合併又は分割があつた場合	承継届 (18条13-2)	様式第6 (添付書類はありません)	承継のあつた日から30日以内

○届出書の提出先・お問い合わせ

佐賀市 環境保全課 環境保全係

TEL0952-30-2436

〒849-0917

佐賀市高木瀬町大字長瀬 2563-1(旧清掃センター)